

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

郡上市長

市町村名 (市町村コード)	郡上市 (212199)
地域名 (地域内農業集落名)	明宝地域 (大谷、二間手、寒水、気良、奥住、畑佐、小川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 12 月 2 日(大谷) 令和 6 年 12 月 5 日(寒水) 令和 6 年 12 月 6 日(気良) 令和 6 年 12 月 9 日(二間手) 令和 6 年 12 月 10 日(畑佐) 令和 6 年 12 月 13 日(奥住) 令和 6 年 12 月 16 日(小川) (第 1 回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内には認定農業者、営農組織により、水稻、飼料作物、トマト、畜産等の生産が行われているが、農業従事者の高齢化、減少が進み自作農家、担い手ともに営農継続が困難になっている。

共同作業により、農地、景観の維持管理が行われているが、若年層の減少で作業の継続が困難になっているところもある。

生産資材の価格上昇、農機の価格、修理費の高騰により更新が難しい。

獣害の対策や圃場が小さく、畦畔が急傾斜なことから作業が難しい圃場が多いため、圃場整備を求める声も多い。

不在地主の増加により、雑草が繁茂する農地が増え、景観悪化、獣の住処となり獣害の増加に繋がっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地によって、営農継続、保全管理等を決め目的に合わせた条件整備をすることで作業効率を上げる。米などのブランド化をすすめて、水稻作を中心とした営農での収益力の向上を追求する。

若い後継者が地域で耕作しやすい環境づくり、また移住希望者に選んでもらえる魅力的な地域づくりを目指す。(特に空き家利用対策の充実を図る)

気良地区の法人「気良の庄」の農業取組支援と地域内認定農業者との連携支援による気良地区の農業振興。（気良地区）

自己保全管理農地等遊休農地への南天植栽と産地化を図る。

くり園の拡大による一大産地化を図る。（大谷地区）

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）地域の概要

区域内の農用地面積	153.28	h a
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地面積	153.28	h a
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地面積【任意記載事項】）		h a

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域内の農地を農業上の利用する農用地等の区域としている。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（１）農用地の集積・集約化の方針

担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地中間管理機構を通じて集団化を進める。

（２）農地中間管理機構の活用方針

担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、所有者の貸付意向時期に配慮する。

（３）基盤整備事業への取組方針

土地改良施設の老朽化対策、効率よく作業や運搬ができる規格の農地・農道の整備に取り組む。

- ・井上用水路、中切用水路、尾崎島用水路の改修事業
- ・寒水地区において圃場の整備や用水路の改修事業
- ・二間手排水路の改修事業
- ・大和町古道地区と明宝寒水地区で農道の整備

（４）多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びＪＡと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる水稻の刈取・脱穀作業は受託事業者への委託をすすめる。

☒	①鳥獣害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① 鳥獣害が顕著な地区では恒久柵の設置、捕獲など地域ぐるみで鳥獣害対策を展開する。

⑦中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用して農地の保全管理に努める。